

鳥取県採石条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第67号

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、削除条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行令（<u>昭和46年政令第279号</u>）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）に定めるもののほか、採石業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せて採石業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、採石に係る法令、この条例及び<u>この条例に基づく規則</u>（以下「関係規程」という。）に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図るものとする。</p> <p>(採石業者の義務)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 採石業者は、採石場（法第33条に規定する岩石採</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行令（<u>昭和25年政令第279号</u>）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）に定めるもののほか、採石業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せて採石業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、採石に係る法令、この条例及び<u>採石に関するその他の規程</u>（以下「関係規程」という。）に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図るものとする。</p> <p>(採石業者の責務)</p> <p>第4条 略</p>

取場をいう。以下同じ。)の区域内にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管してはならない。

- 3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)においては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置される県土整備部の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置される総合事務所の長又は同部を構成する内部組織の長。以下同じ。)に報告しなければならない。

(採石認可の基準)

第5条 略

- 2 前項の審査は、法第33条の4及び次条の規定によるほか、別表第1に定める基準に従って行うものとする。
- 3 知事は、採石認可を行おうとする場合において、認可申請に係る採石場が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1)及び(2) 略

(跡地の防災措置の履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な措置(以下「跡地の防災措置」という。)を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。

- (1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた採石場であって当該認可申請をする際に採石を行っているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。
- (2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた採石場であって既に採石のための掘削が終了しているものがあるときは、その中に当該採石場の跡地の防災措置が行われていないものがないこと。

(採石認可の基準)

第5条 略

- 2 前項の審査は、法第33条の4及び次条の規定によるほか、別表に定める基準に従って行うものとする。
- 3 知事は、採石認可を行おうとする場合において、認可申請に係る採石場(法第33条に規定する岩石採取場をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1)及び(2) 略

(跡地の防災措置の履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な措置(以下「跡地の防災措置」という。)を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。

- (1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の採石場であって当該認可申請をする際に採石を行っているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。
- (2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた他の採石場であって既に採石のための掘削が終了しているものがあるときは、その中に当該採石場の跡地の防災措置が行われていないものがないこと。

(3) 当該採石業者が跡地の防災措置を行うために必要な資金を確保できること。

(4) 略

2 知事は、跡地の防災措置のうち緑化について採石業者が配慮すべき事項に関する指針を定め、公表することができる。

(変更認可等)

第7条 法第33条の5第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表第2のとおりとする。

2 法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可に係る審査は、同条第3項において準用する法第33条の4及び前条の規定によるほか、別表第1に定める基準に従って行うものとする。

3 知事は、法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可を行おうとする場合において、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1)～(3) 略

(変更命令)

第8条 知事は、認可計画に基づいて行われている岩石の採取が別表第1に定める基準を満たしていない場合において、認可計画を変更すべきであると認めるときは、当該採石業者に対し、法第33条の9の規定に基づき、当該認可計画を変更するよう命ずることができる。

(認可計画の不遵守等に対する監督命令)

第9条 知事は、採石業者が認可計画を遵守していないと認めた場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、当該採石業者に対し、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合させるための計画（以下「改善計画」という。）の提出を命ずるものとする。

(1) 災害が発生する可能性が高まっていると認められるため、法第33条の13第1項の規定に基づく

(3) 略

(変更認可等)

第7条 採石業者は、法第33条の5第1項の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更が採石の期間の延長に係るものである場合にあっては当該期間が満了する日の2月前までに、その他の場合にあっては当該変更を行おうとする日の2月前までに、知事に申請しなければならない。

2 採石業者は、法第33条の5第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更を行おうとするときは、当該変更を行おうとする日の7日前までに、同条第2項の規定により知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項に規定する変更の認可を行おうとする場合において、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1)～(3) 略

(認可計画の不遵守等に対する指導監督)

第8条 知事は、採石業者が認可計画を遵守していないことを確認したとき（次条第3号又は第4号に該当するものを除く。）は、必要に応じて、当該採石業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合するよう改善するための計画（以下「改善計画」という。）を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする。

命令をするとき。

(2) 次のいずれかに該当するため、法第33条の13第2項の規定に基づく命令をするとき。

ア 認可計画に定める保全区域（隣接地との境界から掘削区域までの間に、災害の防止のために確保する掘削をしない区域をいう。以下同じ。）を掘削したこと。

イ 認可計画に定める最終掘削面を超えて掘削し、その超える区域が認可計画に定める掘削区域の3割に相当する面積以上であること。

ウ その他規則で定める重大な認可計画の不遵守が認められること。

(3) 前条の規定に該当するため、法第33条の9の規定に基づく命令をするとき。

2 前項の規定により改善計画の提出を命ぜられた採石業者は、当該提出を命ぜられた日から起算して7日以内に、当該改善計画を知事に提出しなければならない。

3 知事は、採石業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命ずるものとする。

第10条 知事は、採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該採石業者に対し、法第33条の13第2項の規定に基づき、採石に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命ずるものとする。

(1) 前条第2項の規定による改善計画の提出をしなかったとき。

(2) 前条第2項の規定により提出された改善計画（同条第3項の規定により命ぜられた改善計画の補正をしたときは、その補正後のもの）に従って不遵守に係る事項を認可計画に適合させなかったとき。

2 前項の規定に基づく指導を受けた採石業者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならない。

3 知事は、採石業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命ずるものとする。

第9条 知事は、採石業を行う者が次のいずれかに該当するときは、当該採石業を行う者に対して、法第33条の13第2項の規定に基づき、採石に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命ずるものとする。

(1) 業者登録を受けずに採石を行ったとき。

(2) 採石認可を受けずに採石を行ったとき。

(3) 認可計画に定める掘削区域外の土地を当該掘削区域の面積の3割に相当する面積を超えて採石を行ったとき。

(4) 認可計画に定めた事項のうち、別表の6の項に定める事項を遵守しないで採石を行ったため、災害が発生する可能性が高まっていると認められるとき。

(5) 前条第2項の規定に基づく改善計画の提出をせず、又は改善計画に従って改善をしなかったとき。

<p>(3) 前条第3項の規定により命ぜられた改善計画の補正をしなかったとき。</p> <p>2 知事は、採石業者が第4条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該採石業者に対し、<u>法第33条の13第1項の規定に基づき、第4条第2項に規定する廃棄物を採石場の区域外に搬出するよう命ずるものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第1項</u>の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(6) 前条第3項の規定に基づき命じられた改善計画の補正をしなかったとき。</p> <p>2 知事は、<u>前項</u>の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。</p>
<p>(業務報告等)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する場合に該当することとなっていることが確認されたときは、速やかに、法第32条の11の規定に基づきその業者登録を削除し、又は当該採石業者に対して法第33条の13若しくは第33条の17の規定に基づき災害の防止のために必要な措置若しくは設備をするよう<u>命ずるものとする。</u></p> <p>7 略</p>	<p>(業務報告等)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する場合に該当することとなっていることが確認されたときは、速やかに、法第32条の11の規定に基づきその業者登録を削除し、又は当該採石業者に対して法第33条の13若しくは第33条の17の規定に基づき災害の防止のために必要な措置若しくは設備をするよう<u>命じるものとする。</u></p> <p>7 略</p>
<p>(鳥取県採石場安全対策審議会)</p> <p><u>第12条</u> 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石場安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(1) 第5条第3項、第7条第3項、<u>第10条第3項</u>及び前条第7項の規定により、知事に意見を述べること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>委員及び特別委員は、採石、地質、環境等に関し、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>8 略</p>	<p>(鳥取県採石場安全対策審議会)</p> <p><u>第11条</u> 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石場安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(1) 第5条第3項、第7条第3項、<u>第9条第2項</u>及び前条第7項の規定により、知事に意見を述べること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、採石、地質、環境等に関し、学識経験を有する者のうちから<u>知事が任命する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>

(認可状況の公表)

第13条 知事は、採石認可（法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可を含む。）をしたときは、速やかに公表するものとする。

別表第1（第5条、第7条、第8条関係）

採石認可の基準

項目	基準
1 採石場の区域	(1)及び(2) 略 (3) 採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。
2 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間	(1)及び(2) 略 (3) 採取の期間は、 <u>3年</u> （認可申請をした日の直前に受けた当該採石場の採石認可に係る採取の期間中、次のいずれにも該当すると認めるときは、 <u>5年</u> ）を超えないものとし、採取をする岩石の数量に応じ、採石及び跡地の防災措置が適切に行えるものであること。 ア <u>第9条第1項の規定による改善計画の提出を命ぜられず、又は当該改善計画の提出を命ぜられた場合にあっては、提出した改善計画（同条第3項の規定により</u>

(認可状況の公表)

第12条 知事は、採石認可（法第33条の5第1項の規定による変更の認可を含む。）をしたときは、速やかに公表するものとする。

(権限の委任)

第13条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

別表（第5条関係）

採石認可の基準

項目	基準
1 採石場の区域	(1)及び(2) 略 (3) 採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。 <u>（隣接地との境界から掘削区域までの間に、災害の防止のために確保する掘削をしない区域をいう。以下同じ。）</u>
2 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間	(1)及び(2) 略 (3) 採取の期間は、 <u>知事が特に必要と認める場合を除き、5年</u> を超えないものとし、採取をする岩石の数量に応じ、採石及び跡地の防災措置が適切に行えるものであること。

	<p><u>命ぜられた改善計画の補正をしたときは、その補正後のもの)に従って不遵守に係る事項を認可計画に適合させたこと。</u></p> <p><u>イ 法第33条の9の規定に基づく命令を受けず、又は当該命令を受けた場合にあっては、その命令に従ったこと。</u></p> <p><u>ウ 法第33条の13の規定に基づく命令を受けず、又は当該命令を受けた場合にあっては、その命令に従ったこと。</u></p>
3及び4 略	
5 採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	略
6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	<p>(1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 掘削区域と隣接地の境界との間における保全区域の幅は、<u>掘削区域の最も低い場所と最も高い場所の高低差及び隣接地の利用状況に応じて5メートル以上で規則で定める距離以上とすること。ただし、防災上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>エ及びオ 略</p>

3及び4 略	
5 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	略
6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	<p>(1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等（騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。）、廃土又は廃石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 掘削区域と隣接地の境界との間における保全区域の幅は、<u>掘削に伴う隣接地の土砂崩れ等を防ぐため、隣接地の利用状況に応じて5メートル以上で規則で定める距離以上とすること。ただし、防災上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>エ及びオ 略</p>

	<p>カ 表土の除去は、採石のための掘削に先行して行うこと。</p> <p>キ～ソ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>汚濁水</u>の採石場の区域外への流出の防止について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(4) 略</p>		<p>カ 表土の除去は、採石のための掘削を行う箇所の外周部についても、水平距離で10メートル以上の幅にわたって行うこと。</p> <p>キ～ソ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>汚濁した水</u>の採石場の区域外への流出の防止について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(4) 略</p>
<p>7 廃土又は廃石の堆積の方法</p>	<p>廃土又は廃石（除去をした表土を含む。以下同じ。）の堆積の方法、堆積場の設置場所等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 堆積場内に水が流入するときは、十分な通水能力を有する排水路その他の知事が適当と認める施設を設置するとともに、知事が必要と認めるときは、<u>汚濁水処理施設</u>を設置すること。</p> <p>エ～キ 略</p>	<p>7 廃土又は廃石の堆積の方法</p>	<p>廃土又は廃石（除去をした表土を含む。以下同じ。）の堆積の方法、堆積場の設置場所等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 堆積場内に水が流入するときは、十分な通水能力を有する排水路その他の知事が適当と認める施設を設置するとともに、知事が必要と認めるときは、<u>汚濁した水の処理施設</u>を設置すること。</p> <p>エ～キ 略</p>
<p>8 脱水ケーキの処理の方法</p>	<p>(1) 脱水ケーキ（採取をした岩石の脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。以下同じ。）を採石場の区域内に堆積するとき、堆積物の強度の向上を図るため、排水性のよい廃土若しくは廃石と混合し、又は交互に積み上げるとともに、堆積の方法、堆積の設置場所等について、7の項の基準の欄のアからキまでに掲げる事項が定められていること。</p> <p>(2) 脱水ケーキの処理に当たっては、廃棄物の処理及び清</p>		

掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当しないものを除き、同法の規定に従って処理すること。

別表第2（第7条関係）

認可計画の軽微な変更

項目	基準
1 採石場の区域	(1) 別表第1の基準の範囲内における当該採石場の区域の縮小 (2) 所有権その他当該採石場の区域内の土地に関する権利の変動 (3) 当該採石場の区域内の土地の地目の変更 (4) 当該採石場の区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 採取をする岩石の種類及び数量並びに採取の期間	(1) 採取をする岩石の数量の減少 (2) 採取の期間の短縮
3 採取をする岩石の用途	製品別内訳の変更
4 採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採取の期間内での工程の変更
5 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 別表第1の基準の範囲内における掘削区域の縮小 (2) 別表第1の基準の範囲内における掘削勾配 <small>こうばい</small> の緩和（採取をする岩石の数量が減少する場合に限る。）

	<p>(3) 別表第1の基準の範囲内における掘削用機械の数の増減、破碎若しくは選別のための施設、運搬用機械若しくは洗浄のための施設の位置の変更又はそれらの機械若しくは施設の規模若しくは能力の変更</p> <p>(4) 別表第1の基準の範囲内における汚濁水処理施設、沈砂池、沈殿池その他の施設の能力の向上</p> <p>(5) 別表第1の基準の範囲内、かつ、採石場の区域内における製品の堆積場所^{たい}の変更</p> <p>(6) 採石場の区域内における掘削のための作業の用に供する道路の位置の変更</p> <p>(7) 法第32条の2第1項第2号の業務管理者の変更</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県採石条例第6条第1項、第7条第2項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可及び同法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可について適用する。
- 3 改正後の鳥取県採石条例第7条第1項及び別表第2の規定は、施行日以後の採石法第33条の8に規定する認可採取計画の変更について適用する。